

物件調書【土地】

財産の名称	(元)米子警察署東福原交番		
所在地	米子市東福原一丁目234番11		
地積	78.96㎡(実測面積)	地目	宅地
形状	ほぼ整形	間口	約7.3m
		奥行	約11.8m
接面道路の状況	接面道路との関係:中間画地 ・北東側:幅員約18.0mの国道(一般国道9号)に接面。接面道路及び西側並びに東側隣接地とはほぼ等高に接面するものの、南側隣接地(現況:原野)に対しては約60~70cm程度高い。		
位置及び環境	<ul style="list-style-type: none"> ・JR博労町駅まで道路距離で約950m ・東福原バス停まで道路距離で約80m ・米子市公会堂まで約1,420m ・鳥取県立米子工業高等学校まで約530m ・米子しんまち天満屋まで約570m ・鳥取大学医学部附属病院まで約2,500m 		
法令等による制限	都市計画区域	市街化区域	
	用途地域	準工業地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	高度指定	-	
	防火指定	屋根不燃化区域	
	その他の主な規制	大規模集客施設制限地区、米子市景観計画	
供給処理施設の状況	電気	整備済	都市ガス 整備済 <small>(本管が、中圧ガス管のため、減圧処置をしないと使用できないことから、プロパンガスの使用をお勧めする)</small>
	上水道	整備済	下水道 整備済
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和45年4月 県が土地を取得 ・昭和45年10月 東福原交番を建築 ・令和2年3月 東福原交番を解体 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定士による判定 土地の最有効使用の判定: 小規模施設の敷地(主として倉庫、駐車施設) ・埋蔵文化財、地下埋設物及び土壌汚染は確認されていない。ただし、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、調査漏れ等の可能性がありますので、詳細についてはもう一度各自の責任において確認を行ってください。 ・北東側にて接面する一般国道(両側歩道付)につき、対象地前面歩道に設置されている歩車道境界ブロックを撤去する場合は、道路法第24条による道路管理者の承認を要し、その際の撤去費用は、申請者の負担となる。 ・敷地内に不要物等がある場合は、購入者において処分すること。 		

注: 上記の記載については、鳥取県が関係部局等から調査を行ったものであり、今後制限等の変更または調査漏れ等の可能性がありますので、詳細についてはもう一度各自の責任において確認(調査)を行ってください。